

令和5年度

社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会事業計画

～たすけあい 笑顔あふれる心の輪 やさしいまちに 夢いっぱい～

(第2期矢巾町地域福祉活動計画基本理念)

【基本方針】

少子・高齢化が人口減少と同時に進む中、高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、生活困窮、ひきこもり、社会的孤立、虐待等が大きな社会問題となっており、そのいずれもが複雑化、多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、「つながり」の形も大きく変化し、地域でのコミュニティ意識も変容しています。すべての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防、社会参加の必要性が高まっています。

以上のことを踏まえて、矢巾町社会福祉協議会は、生活支援コーディネーターの活動による生活支援・介護予防を推進し、支え合いによる地域づくりを目指してまいります。日常生活たすけあい隊活動の推進、こびりっこサロン活動の推進、地域を支えるボランティアの育成など住民と共に地域福祉活動を進めてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大で収入が減った世帯を対象に、国が無利子で生活資金を貸す「生活福祉資金特例貸付」は、令和4年9月30日で申請は終了しており、数回に渡って延長されていた償還が令和5年1月から順次開始されています（住民税非課税世帯は償還免除）。償還にあたっては、返済に不安を抱える借受人の生活再建に向けて、生活相談、家計相談など継続的できめこまやかな支援を行ってまいります。同時に、矢巾町が実施する重層的支援体制整備事業による相談支援活動や参加支援、地域づくりに向けた支援を関係機関と共に展開していきます。

町民一人一人が地域社会の一員として、お互い支え合い、いきいきと暮らすことができるよう、町民にとって「より身近な社協」となるよう役職員一体となって事業を展開してまいります。

一方、福祉現場の人材不足は慢性化しており、人材確保と定着に向けて職員研修や職員同士のコミュニケーションを密にするなど、職員の資質向上に努め、安定した事業運営をするために組織基盤の強化を図ります。

矢巾町社会福祉協議会は、第2期地域福祉活動計画の基本理念「たすけあい 笑顔あふれる心の輪 やさしいまちに 夢いっぱい」を目指し、誰もが暮らしやす

い地域共生社会の実現に取り組んでまいります。

以上の基本方針を具体化するため、次の基本目標、重点項目を掲げます。

【基本目標】

- 1 福祉ニーズ・情報の的確な把握
- 2 福祉教育の推進とボランティアの育成
- 3 当事者の仲間づくりと住民ネットワークによる支援の構築
- 4 自立や社会参加に向けた支援の充実
- 5 住民参加による地域福祉活動の推進と福祉サービスの開拓
- 6 法人経営管理の強化

【重点事項】

I 組織と財政を強化するための活動

- 1 会長・副会長会議の開催
- 2 理事会・評議員会の開催
- 3 監査の実施
- 4 委員会の開催
 - ①評議員選任・解任委員会
 - ②苦情解決委員会
- 5 自主財源の確保
 - ① 一般会員、賛助会員の加入促進
個人賛助会員、団体賛助会員の募集
 - ②赤い羽根共同募金運動の推進
 - ③福祉基金の活用と充実
- 6 役職員研修の実施
- 7 福祉人材確保と育成
- 8 コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

II 地域福祉活動の推進

1 福祉ニーズ・情報の的確な把握（基本目標1）

住民の福祉ニーズを的確に把握するため、民生児童委員や福祉関係諸団体と連携し、要援護者の問題把握に努めるとともに、行政によるサービスと協働し、きめ細やかな福祉サービスを提供するため、地域における福祉ニーズの把握に努めます。

- (1) 地域福祉のネットワークによるニーズの把握

- ①矢巾町民生児童委員協議会との連携
- ②生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業) 【委託事業】

(2) 広報活動

- ①広報紙「やはばのふくし」発行(年4回)
- ②ホームページによる情報発信
- ③公式LINEによる情報発信
- ④やはラヂ!による情報発信(随時)
- ⑤社会福祉協議会「福祉のサービス」パンフレットの配布

(3) 福祉サービス利用者の要望の把握

- ①意見要望受付箱の設置
- ②サービス利用者の懇談会
- ③家族等の意見・要望の受付
- ④ICT(情報通信技術)活用

2 福祉教育の推進とボランティアの育成 (基本目標2)

ボランティア活動に関する住民の関心を高めるため、情報提供と支援体制を整備し、地域で支え合う連帯意識の向上を図り、学び合いながら地域への愛着を深めます。また災害時における相互支援体制づくりに努めます。

(1) 福祉教育の推進

- ①各種セミナーの情報発信と参加促進
 - ②学生ボランティア体験事業
 - ・ジュニアボランティア探検隊
 - ・中学生、高校生、大学生等ボランティア体験
 - ③小学生福祉体験講座 (キャップハンディ体験)
 - ④おもいやりの心育成事業
- ボランティア協力校事業の指定(保育園・こども園9園、小学校4校、中学校2校、高等学校1校)
- ⑤「こんなやさしい町がすき こども川柳」の取り組み

(2) ボランティアセンターの運営

- ①ボランティア連絡協議会の設置の検討
 - ボランティア活動の拠点や情報交換の場づくり
- ②ボランティアコーディネーターによる活動
 - 相談・登録・連絡調整・派遣
- ③ボランティア養成講座の開催 年1回
- ④ボランティア団体の活動支援

⑤災害ボランティアセンターの円滑な運営

ア 町災害対策本部との連携

イ 災害時における相互支援体制による円滑な運営

矢巾町、県央地区社協連絡協議会、盛岡青年会議所

ウ 災害ボランティアの適切な連絡調整、派遣

エ 災害ボランティアセンター運営に係る職員派遣

(3) 企業ボランティアの育成と活動支援

3 当事者の仲間づくりと住民ネットワークによる支援の構築 (基本目標3)

地域で暮らす誰もが一人ひとり尊重され、安心して住み慣れた地域で自立した生活を続けていくことができるよう、支援を必要とする人たちやその家族の孤立を防ぎ、同じような課題を持つ人たちの仲間づくりを支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、「つながり」の形も大きく変化した中、誰でも気軽に参加できる「地域の居場所づくり」に取り組みます。

地域全般

(1) 矢巾町ふれあい広場の開催

障がい者や高齢者に限らず、だれもが皆地域における役割を担い、支え合う仲間づくり、生きがいづくりを通じて、安心して暮らせる元気でやさしい町づくりを進めていくことを目的とします。

令和5年10月7日(土) 田園ホール

対象者 福祉施設利用者や関係者、ボランティア、地域住民全般

内容 ハートフルステージ(ステージ発表会)、**作品展示**

(2) バリアフリー映画会の開催

手話通訳、音声ガイド、字幕スーパー、車イス用座席、照明や音量の調整、上映中の出入り制限なし、母子室の利用など、誰もが楽しめる映画会を実施します。すべての来場者が障がい者等への理解を深めます。

令和5年7月8日(土) 田園ホール

(3) 矢巾町社会福祉協議会会長表彰式

長年にわたり社会福祉活動に貢献された方、こんなやさしい町が好き「こども川柳」の入賞者に対し、会長表彰を行います。

(4) 生活支援コーディネーター事業

高齢者福祉活動

- (1) 居宅介護支援事業所の運営
- (2) 生活支援コーディネーター事業
- (3) 高齢者の健康と生きがい増進活動の実施
 - ①矢巾町生きいきシルバースポーツ交流会の開催
令和5年9月6日(水) 矢巾町民総合体育館
 - ②岩手紫波地区老人スポーツ大会への参加
令和5年10月11日(水) 矢巾町民総合体育館
 - ③生きいき教室事業の実施(ウォーキング、スポーツ体験会、創作活動など)
 - ④金婚式の開催
令和5年11月22日(水)
 - ⑤日常生活たすけあい隊活動の推進
 - ⑥こびりっこサロン事業(やはばおたっしゅサロン事業)
- (4) 高齢者の在宅福祉サービス
 - ①見守りシステムの構築
 - ・おげんき見守りシステム
 - ・高齢者世帯等の見守り電球(あんしんハローライト)の利用促進
 - ②一人暮らし高齢者等夕食宅配サービス事業(月2回)
 - ③一人暮らし高齢者の集い(ゆり花の集い)の開催(年10回)
 - ④おつかいサービス事業(やはば生活支援ネットワーク)(月1回)
※やはば生活支援ネットワーク・・・町内の社会福祉法人等が協定を交わし、地域における公益的な取組を共同実施(平成29年1月～)している。1医療法人を含み10法人で活動している。
 - ⑤寝たきり高齢者等理容サービス事業(年3回まで)
 - ⑥移動支援送迎サービス事業(おでかけ送迎サービス)(月2回まで)

障がい者福祉活動

- (1) 障がい者の健康と生きがい増進活動
 - ①岩手県身体障がい者福祉大会への参加
令和5年11月11日(土)
 - ②岩手紫波地区身体障がい者スポーツ交流会への参加
令和5年 月 日()
- (2) 障がい者の社会参加促進事業
 - ①各種イベントを利用したボランティア等との社会参加事業
障がい者スポーツイベント(理解促進研修・啓発事業) (矢巾町主催)
令和5年9月16日(土) 矢巾町民総合体育館

ニュースポーツ体験会の参加促進

矢巾町ふれあい広場への参加促進

- ②知的障がい者ふれあい交流事業(なかよし号)の開催
- (3) 障がい者の在宅福祉サービス
 - ①声の広報発行事業 (月1回)
 - ②一人暮らし高齢者等夕食宅配サービス事業 (月2回)
 - ③おつかいサービス事業(やはば生活支援ネットワーク事業)(月1回)
 - ④移動支援送迎サービス事業(おでかけ送迎サービス)(月2回まで)

児童・青少年福祉活動

(1) おもいやりの心育成事業 福祉協力校の指定

(2) 関係機関との連携による活動

①矢巾町母子寡婦福祉協会事業

・コミュニティ食堂(ここかむ食堂)活動支援

昼ここかむ食堂 第3日曜日 新田自治公民館

夜ここかむ食堂 第2・4金曜日 新田自治公民館

児童館ここかむ食堂 8月5日(土) 徳田児童館

12月2日(土) 不動児童館

3月2日(土) 煙山児童館

・ひとり親家庭親子の集い(年2回)

②矢巾町更生保護女性の会事業

・児童生徒の健全育成を目的とする事業

(3) 児童の健全育成事業

①徳田・煙山・不動児童館の指定管理運営

②児童のびのび教室「煙山キッズクラブ」の委託運営

(4) 子育て支援拠点事業(児童館連携型うさちゃんのへや)

安心して子どもを産み、育てられる環境を整備するため、乳幼児と親の居場所、仲間づくり、子育てに関する情報提供を行います。児童館と連携し、小学生との交流や高齢者との交流など、幅広い活動を行います。

開催場所 不動児童館

開催日 火、木、金曜日

(5) 保護司会、更生保護女性の会の更生保護活動支援

・犯罪非行防止の啓発運動

少年非行防止パトロール(夏季、冬季、春季)

・社会を明るくする運動の推進(強化月間7月)

- ・ 矯正施設訪問、交流

4 自立や社会参加に向けた支援の充実（基本目標4）

生活に困りごとのある方の生活課題は、複雑化・複合化していることから、各種分野とのネットワークにより複合的に分析し、自立した生活を送ることができるよう支援を行います。またひきこもり等社会的に孤立している人が社会とのつながりを持つことができるよう、居場所づくりや支援を行います。

矢巾町が実施する矢巾町重層的支援体制整備事業の3つの柱である相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に取り組み、社会福祉協議会の機能を十分に発揮して住民のあらゆる困り事に対応していきます。

(1) 重層的支援体制整備事業に関すること

① 包括的相談支援事業に関すること

多機関と連携し、様々な理由で生活に困り事のある方の相談、必要な支援を行います。

・ 暮らしの専門相談所の運営

弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員など、住民の相談内容に応じて専門性を生かした相談事業を行います。

人権擁護委員 毎月第1金曜日

弁護士 毎月第2金曜日

行政相談委員 毎月第3金曜日

司法書士 6月、10月、2月

民生児童委員 5月、9月、令和6年1月

・ その他一般相談

・ 相談支援活動に関する組織的な対応

矢巾町個別支援会議、重層的支援体制整備事業推進会議

矢巾町生活困窮者自立支援調整会議（岩手県社会福祉協議会）

民生児童委員や専門相談員との連携強化

② 参加支援事業に関すること

ひきこもり等の「狭間のニーズ」を抱えた方の居場所づくりやニーズへのマッチングを行います。

・ 「フリースペース」 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）1名

・ やはば生活支援ネットワークによる「ふくしのお仕事体験事業」

・ 地域資源の開発

③ 地域づくり事業に関すること

住民相互のふれあいや社会参加を通じて、支え合う仕組みづくりに取り組

みます。生活支援コーディネーターが地域住民と協力して地域課題の解決に取り組めます。

- ・コミュニティワークショップや居場所づくりに関すること
- ・地域を支えるボランティアの活動推進
- ・地域子育て支援拠点事業うさちゃんのへや(児童館型)
- ・コミュニティ食堂の開設支援と活動支援

(2) 生活困窮世帯等への支援事業

①生活困窮者自立支援事業(岩手県社会福祉協議会)

関係者からの相談に応じ、相談者の状態にあったプランを作成、家計相談や就労支援を行います。

②生活福祉資金の貸付事業(岩手県社会福祉協議会)

他の貸付事業が利用できない、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯へ、資金の貸付と必要な相談事業を行います。

③たすけあい金庫貸付事業

緊急かつ一時的に生活資金を要する方に対し必要な貸付を行い、生活維持と安定を図ります。

④フードドライブ&サニタリードライブ事業(通年実施)

食料品やサニタリー用品の寄付を呼びかけ、必要な方へ無料で配布

⑤フードパントリー事業

生活困窮世帯(子育て世帯)を対象とし、無料で食料を配布
(7月、12月、3月)

⑥生活支援費給付(やはば生活支援ネットワーク)

生活困窮者への食料費、日用品費、医療費や薬代、燃料費等の生活支援費の給付

⑦歳末たすけあい募金「たんぽぽ募金」配分事業

高齢者、障がい者、ひとり親世帯など支援を必要とする方が安心して新年を迎えることができるよう配分

(3) 権利擁護制度による生活支援

①日常生活自立支援事業の普及啓発

②成年後見制度の普及啓発

- ・成年後見制度出張相談会 年2回

5 住民参加による地域福祉活動の推進と福祉サービスの開拓 (基本目標5)

自治会やボランティア、福祉関係団体などが中心となって、地域に合った独自の活動を支援し、支え合い活動が地域ごとに取り組まれていくように生活支

援コーディネーターを中心に計画的に活動を進め、共助の基盤づくりを行います。

(1) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

- ①支え合いマップづくりの推進
- ②コミュニティワークショップへの参加
- ③日常生活たすけあい隊事業の推進

(2) 住民の自主活動や交流の場としての活動拠点づくり

- ①こびりっこサロン活動の推進
- ②コミュニティ食堂活動の推進
- ③児童館を拠点とした居場所づくり

6 福祉団体との連携と支援

(1) 関係機関・福祉団体との事業運営についての協議・情報交換会の実施

(2) 各種福祉団体支援（事務局）

- ①矢巾町老人クラブ連合会
- ②矢巾町母子寡婦福祉協会
- ③矢巾町身体障害者協会
- ④矢巾町手をつなぐ親の会
- ⑤矢巾町保護司会
- ⑥矢巾町更生保護女性の会
- ⑦矢巾町遺族連合会
- ⑧矢巾町ともしび会（民生児童委員OB会）
- ⑨矢巾町さくらの船の会
- ⑩傾聴ボランティアやはば「柚子の会」
- ⑪やはば生活支援ネットワーク事業推進協議会
- ⑫矢巾町共同募金委員会